

山口市安心快適住まいる助成事業共通商品券の取扱店募集！

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上やコロナ禍における新しい生活様式への対応と、個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う、住宅リフォーム工事に対して、かかった費用の一部を市内共通商品券として交付しています。

【商品券の概要】

- 商品券名 山口市安心快適住まいる助成事業共通商品券
- 交付総額 1億5,000万円
- 交付内容 紙商品券で受取の場合、助成対象工事金額の10%（上限20万）
デジタル商品券で受取の場合、助成対象工事金額の15%（上限30万）
- 取扱期間 令和4年7月1日～令和5年9月30日
- 使用期限 紙商品券：発行日から6ヶ月
デジタル商品券：反映日から180日 ※最終有効期限は令和5年9月30日です



【取扱店舗】

○対象店舗 (1)市内に店舗を有する事業所

施工業者の登録は禁止します（ただし、同一事業体の中で、その他の業種で個人消費に寄与する事業を営んでいる場合で、店舗が独立しているなど商品券を利用する上で区分が明確な場合はその店舗に限り登録可）。

(2)紙商品券とデジタル商品券の両方の取り扱いが可能な事業所

※たばこやプリペイドカード等の換金性の高い商品などは対象外です。

○換金方法 (1) デジタル商品券：月1回又は2回、申込時の指定口座へ入金します。

換金手数料はかかりません。

(2) 紙商品券：事前に指定された換金場所で現金と引き換えです。

- ・毎月10日・25日（土日祝の場合は翌営業日）受付時間：10:00～17:00
- ・換金日の3営業日前（土日祝を除く3日前）までに、事前に指定された換金場所へ換金依頼書をFAXし、換金日に印鑑をご持参の上、お越してください。
- ・商品券の裏面に、店名を記入又は押印の上、ご持参ください。
- ・使用済の商品券の換金期間は、商品券表面に記載してある有効期限後2ヶ月以内とさせていただきます。

○申込方法 4月15日以降、安心快適住まいる助成事業 HP の申込フォームからお申し込みください。

※申し込みをされたら、pring（プリン）の取扱店となります。

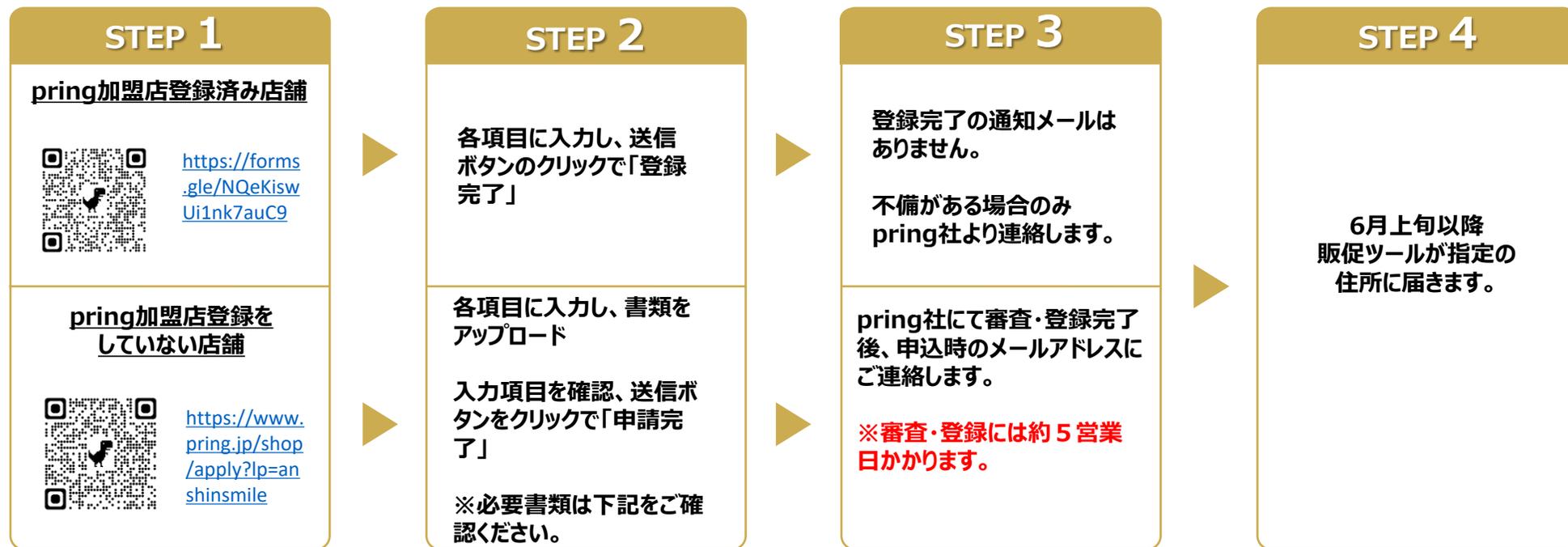
※インターネット環境がない方は、事業を営んでいる地域の商工会議所または商工会へお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込み先

山口市安心快適住まいる助成事業共通商品券サポートデスク
※4月15日より開設 TEL 0120-141-822（平日 10:00～17:00）

山口商工会議所 本所	山口市中市町1-10	TEL 083-925-2300	FAX 083-921-1555
山口県央商工会 阿知須支所	山口市阿知須4233-31	TEL 0836-65-2129	FAX 0836-65-2127
山口県央商工会 秋穂支所	山口市秋穂東6570	TEL 083-984-2738	FAX 083-984-5638
山口県央商工会 阿東支所	山口市阿東徳佐下25-1	TEL 083-956-0032	FAX 083-957-0754
徳地商工会	山口市徳地堀1817	TEL 0835-52-0026	FAX 0835-52-1485

山口市安心快適住まいる助成事業共通商品券加盟店申込ページにアクセスし、ステップに沿ってお申込みください。



※pring加盟店登録をしていない店舗は、法人企業：①②の書類 個人事業主：②③④の書類 をご用意してください。

※各提出書類毎に有効期限や提出方法に指定がございます。詳細はwebフォームもしくは紙の申込書をご確認の上ご用意ください。

①履歴事項全部証明書のコピー

②デジタル商品券振込先口座に入力した口座の通帳コピー

※カナ表記での口座名義と、口座番号がわかるページ。通帳をお持ちでない場合は、口座番号と口座名義(カタカナ)のわかる書類や画像

③事業確認書類 ※下記(1)～(5)のいずれか1つの書類をご用意ください。

(1) 国税・地方税の領収書または納税証明書 (2) 確定申告書(控) 又はe-Tax申請の場合、申告データおよびメール詳細 (3) 個人事業開業届出書(控)
(4) 青色申告承認申請書(控) (5) 個人事業開始申告書(控)

④本人確認書類 ※下記(1)～(8)のいずれか1つの書類をご用意ください。

(1) 運転免許証 (2) 運転経歴証明書 (3) 住民票 (4) 住民基本台帳カード (5) 印鑑登録証明書 (6) 在留カード (7) 特別永住者証明書 (8) 外国人登録証明書